

## 群馬県太陽光発電保守点検事業者登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、太陽光発電の長期安定的な発電の継続に向けたサポート体制を構築することを目的に、県が定める要件を満たす太陽光発電保守点検事業者を登録し、公表することについて必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、「太陽光発電保守点検事業者」とは、発電事業者等の依頼により、太陽光発電設備（出力10キロワット以上のものをいう。以下同じ。）の保守点検業務を行う事業者であって、第4条の規定による登録を受けた者をいう。

### (登録の申請)

第3条 太陽光発電保守点検事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、太陽光発電保守点検事業者登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、県に提出するものとする。

### (登録)

第4条 県は、登録申請者が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、太陽光発電保守点検事業者（以下「登録事業者」という。）として登録し、太陽光発電保守点検事業者登録通知書（様式第2号）により、その旨を通知する。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する法人又は個人であること
- (2) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）（以下「電気工事業法」という。）第3条第1項、第17条の2第1項又は第34条第4項若しくは第5項の規定による登録等をしていること
- (3) 太陽光発電設備の保守点検業務に係る契約実績を5件以上有すること
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - イ 本制度による登録を取り消され、又は電気工事業法その他関係法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過しない者
  - ウ 県が登録事業者として不相当と認める者

### (登録事業者の責務)

第5条 登録事業者は、電気工事業法その他関係法令の遵守の下、太陽光発電設備の保守点検業務を適切に行わなければならない。

- 2 登録事業者は、保守点検業務に係る契約状況について、太陽光発電保守点検業務状況報告書（様式第3号）により、毎年5月末日までに県に報告するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更が生じた場合は、太陽光発電保守点検事業者登録事項変更届(様式第4号)を県に提出するものとする。

(登録の廃止)

第7条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、太陽光発電保守点検事業者登録廃止届(様式第5号)を県に提出するものとする。

- (1) 第2条に規定する保守点検業務を行わなくなったとき
- (2) 第4条第1号、第2号及び第4号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- (3) 登録を辞退しようとするとき

(登録の取消)

第8条 県は、登録事業者が前条第1号又は第2号に該当することが判明した場合、又は不正の手段により登録を受けたことが判明した場合は、登録を取り消すことができる。

(登録事業者の公表)

第9条 県は、登録事業者をホームページ上で公表し、発電事業者等への広報を図るものとする。

(免責)

第10条 県は、登録事業者が行う取引や契約等に関与しないものとし、発電事業者等との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。